

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。



令和 8 年 6 月 1 0 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 6 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 7 年 6 月 28 日 午前 11 時 55 分頃
2. 事故発生場所 熊取町野田一丁目 1 番 12 号
3. 相手方   

4. 事故の概要 「出張ブルーベリー狩り」実施のため NPO 法人グリーンパーク熊取あてに住民協働公用車貸出規則に基づき貸し出した本町公用車（2 t トラック）を、NPO 法人グリーンパーク熊取関係者が熊取町公民館駐車場内での作業中に後退させたところ、車両後部が駐車していた相手方車両右側ドアミラー部分に接触し、損傷させたもの。
5. 損害賠償額 162,009 円